

平成 2 1 年度第 2 回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時～午前 1 0 時 3 0 分
場 所	秦野市役所本庁舎 4 階 議会第 1 会議室
出席委員 (◎会長) (○副会長) (敬称略)	高橋照雄、諸星 光、小菅基司、◎杉本洋文、○関口俊郎 和田 稔、古谷茂男、岸 司朗、高橋捷治、酒向貴子 内城幸一 (小清水芳則の代理)、今井雄二、高橋滋樹 原 秀夫、西山利春 1 5 名
事務局等 出席者	都市部長 和田良治 都市部参事(兼)都市計画課長 木村 均 環境産業部参事(兼)清掃事業所長 橋本晋一 秦野市伊勢原市環境衛生組合施設計画課長 串田 浩 都市部都市計画課課長補佐 (都市計画担当) 町田 弘 都市部都市計画課主査 小谷幹夫 都市部都市計画課主査 宇佐美高明 都市部都市計画課主任技師 草野尚巳
議 事	諮問事項 議案第 9 号 秦野都市計画汚物処理場の廃止及び秦野都市計 画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について 議案第 1 0 号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

会議内容

【開会】

【会長あいさつ】

【市長あいさつ】

【諮問】

【議事】

諮問事項

議案第9号 秦野都市計画汚物処理場の廃止及び秦野都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について

議案第10号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

【議事要旨】

課長補佐
(都市計画担当)

それでは、市長から諮問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

市長

諮問書朗読

課長補佐
(都市計画担当)

ここで、市長は次の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、退席をさせていただきます。

—市長退席—

課長補佐
(都市計画担当)

それでは、議事に移りたいと思いますので、ここからの進行は、杉本会長にお願いいたします。杉本会長よろしくお願いいたします。

会長

皆さんには、諮問書の写しが配布されたと思います。
本日の傍聴についてですが、事務局、傍聴人はおりますか。

課長補佐
(都市計画担当)

傍聴人は2人です。

会 長

それでは、ただいまから傍聴人が入室いたします。

議事に入ります前に、傍聴人の方に傍聴いただく上での注意を申し上げます。事務局からお配りしました入場券に注意点が記載されていますのでよくお読みいただき、お守り願います。なお、これに反する行為があった場合は、退室していただくことがありますので御承知おきください。

それでは、議事に移ります。まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。名簿順ということでしたので、諸星委員と古谷委員にお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。

本日の議題（１）議案第９号「秦野都市計画汚物処理場の廃止及び秦野都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

都市計画課長

それでは、議案第９号「秦野都市計画汚物処理場の廃止及び秦野都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について」御説明いたします。

今回の都市計画施設の変更は、位置、面積に変わりは無く、名称を「汚物処理、ごみ焼却場」から「ごみ焼却場」に変更するものです。

今回、施設名を変更する箇所は、昭和３７年に「汚物処理、ごみ焼却場」として都市計画決定がされ、昭和４５年に区域の拡大に伴い都市計画施設の面積の変更をしております。

汚物処理につきましては、公共下水道の普及やし尿希釈施設の整備に伴い、その役割が終了したことにより汚物処理場の廃止をするものであります。

ごみ処理につきましては、現在、秦野市伊勢原市環境衛生組合で運営する伊勢原市にあります伊勢原清掃工場で焼却をしておりますが、焼却施設の老朽化により施設の更新が必要となっております。しかし、伊勢原清掃工場では焼却施設を稼働させながら敷地内に新施設を建設することが形状から困難な状況にあります。

そこで、選定経過を経て、本市の汚物処理・ごみ焼却施設

用地に新しいごみ焼却施設、クリーンセンターの建設が決定されたことに伴い、実態に合わせた都市計画決定を行うべく都市計画施設の名称変更を行うものであります。

今回の、都市計画施設の名称の変更につきましては、県との事前相談、原案協議を平成20年5月から12月にかけて行い、原案について、特に意見がないとの回答が同年12月18日に得られ、変更案の縦覧を平成21年1月9日から2月23日まで行い、縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。

本日の都市計画審議会でご審議いただき、県との法定協議を行い、県同意を得て、都市計画変更の告示を行う予定であります。

以上が、都市計画施設の名称変更の都市計画決定の説明となります。

続けて、クリーンセンター建設に伴う環境アセスメントの手続きにつきまして、前回の都市計画審議会以降の動きについて御報告をいたします。

先月の9月14日に、神奈川県から環境影響評価審査書が送付されました。

審査書の指摘事項に沿って調整を行い、環境影響予測評価書を作成しました。

この評価書を神奈川県に提出し、予測評価書の公告及び縦覧を12月上旬に行う予定としております。この縦覧を持ってクリーンセンター建設に伴う環境アセスメントの事業実施前の手続きが全て終了となるものであります。

なお、本日の都市計画の変更告示と環境影響予測評価書の縦覧開始日を同日に行うことが神奈川県環境影響評価条例施行規則で規定されているものであります。

以上が、説明となります。御審議の程、よろしく御願いたします。

会 長

説明は終わりました。審議に入りたいと思います。何か御意見、御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがで

しょうか。

(意見なしの声あがる)

会 長 それでは、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 それでは原案のとおり答申することに決定いたしました。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 ここでの答申書の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、議案第10号「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

都市計画課長 議案第10号「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」御説明いたします。

平成21年度の秦野都市計画生産緑地地区の変更は、区域の拡大が1箇所、廃止が1箇所、縮小が3箇所の合計5箇所となります。

今回の変更により、箇所数は708箇所、面積は約105.6ヘクタールとなり、平成20年度と比較しますと、

箇所数は1箇所、面積は0.4ヘクタールの減少となります。

今年度の変更理由は、主に3つに集約がされます。

まず、区域の拡大で、既に決定されている生産緑地地区に隣接した農地を、農産物の安定供給の場として集団化した農地とすることができることから追加指定をするものです。

第2の理由は、主たる農業従事者の死亡により、買取り申出が行われたものの買取りがなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず買取り希望がないため、区域の廃止又は縮小をするものです。

第3の理由は、道路整備の事業用地となることから、区域の縮小をするものです。

それでは、今回の5件について、御説明をいたします。

まず、箇所番号182、188について、御説明いたします。

場所は2箇所とも戸川で、渋沢駅の北東約2.3キロメートル付近になります。

箇所番号182は、都市計画道路の整備事業により、生産緑地地区の一部の区域801平方メートルが市道用地となり、また、市道で分断された生産緑地367平方メートルが指定条件の500平方メートルに満たない面積となるため区域の廃止をするもので、面積が2,465から1,297平方メートルに縮小となるものであります。

次に、箇所番号188も同じく都市計画道路の整備事業により、生産緑地地区の一部区域618平方メートルが市道用地となることから、面積が1,244から626平方メートルに縮小となるものであります。

次に、箇所番号319、場所は東田原になります。秦野駅の北西約1.8キロメートル付近で、この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成21年6月3日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がいないため、3か月後の9月3日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域3,318平方メートルが廃止となるものであります。

次に、箇所番号495、場所は下大槻で、東海大学前駅の南西約2キロメートル付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成21年3月2日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず買取り希望者がいないため、3か月後の6月2日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の一部区域50平方メートルが廃止となり、面積が2,974から2,924平方メートルに縮小となるものであります。

続きまして、箇所番号542、場所は北矢名で、東海大学前駅の西約0.7キロメートル付近になります。

この農地は、平成21年6月16日に生産緑地の区域の拡大として、追加指定の要望がされました。

既に指定されている1,489平方メートルと生産緑地が一体化される農地として、「生産緑地地区追加指定方針」による、集団化が見込まれる農地に該当するため、1,056平方メートルを拡大し、生産緑地地区の面積を2,545平方メートルとするものであります。

以上が、個別の変更の説明となります。

最後に、県との調整の経過と今後の予定について、御説明いたします。

県との原案協議を8月下旬から9月中旬にかけて行い、原案について、特に意見がないとの回答を9月18日付けで得られたことから変更案の縦覧を9月25日から10月9日まで行いましたが、縦覧者、意見書提出ともにありませんでした。

本日の都市計画審議会で御審議いただき、県との法定協議を行い、年内には県同意を得て、都市計画変更の告示を行う予定としています。

以上、御審議の程、よろしく願いいたします。

会 長

説明は終わりました。審議に入りたいと思います。何か御意見、御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがで

しょうか。

会 長 地元の方以外だと分かりにくいので、次回からで結構ですので、現地の写真を入れていただき、現地の状況を見せていただきたいと思います。

都市計画課長 次回からそのようにしていきたいと思います。

会 長 他に、何か御意見、御質問がございますか。

(意見なしの声あがる)

会 長 それでは、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 それでは原案のとおり答申することに決定いたしました。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 ここでの答申書の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

会 長 最後にその他になりますが何かございますか。

課長補佐
(都市計画担当)

その他、審議していただく案件はございません。

次回の日程につきましては、現段階では予定しているものはありませんが、開催の必要が生じた場合には、日程が決まり次第、開催の1か月前くらいまでには、書面をもちましてまた御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【閉会】

会長

これをもちまして、本日の審議会を終了します。ありがとうございました。

以上